

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国の輸入関税の申告手続きにロイヤリティの支払が与える影響について

中国税関総署は2019年に輸入関税の申告制度を整備しました。中国法人が日本から貨物を輸入する際に、ロイヤリティを支払う場合、ロイヤリティを関税の輸入貨物課税価額に含めるべきかどうかは、ロイヤリティと輸入貨物との関係などにより判断され、ケースにより異なります。

1. 事例

日本法人A社は中国子会社B社に対し、A社が製造した原材料を輸出しています。A社は当該原材料生産について、特許製法を有しています。B社はA社より仕入れた原材料を加工し、製品を中国国内で販売しています。これらの取引についてA社とB社は原材料の売買契約と、特許権の使用許諾契約をそれぞれ締結しており、その対価としてB社はA社に仕入代金100万元とロイヤリティ50万元を支払いました。ロイヤリティを支払わなければ、通常の方法で製造した原材料をA社はB社に輸出します。

B社は仕入代金である100万元だけを輸入貨物課税価額に含め輸入通関申告をおこなっていましたが、本件ではロイヤリティを輸入貨物課税価額に含めて、関税を支払う必要があります。これにより、図表1のとおりB社の関税コストは増加することとなります。

図表1 【関税額の比較】

	同社の従来 of 申告方式	適正な申告
課税価額の算出	仕入代金のみ	ロイヤリティと仕入代金の合計
輸入貨物課税価額	100万元	150万元
関税率	12%	12%
関税額	12万元	18万元

2. ロイヤリティに関する関税課税の可否について

上記事例のとおり、ロイヤリティが輸入貨物課税価額に含まれるかどうかは、税コストに大きな影響を与えます。「輸出入貨物課税査定弁法」(税関総署令213号)第11条は、輸入者が輸出者に対しロイヤリティを支払っている場合、貨物に対し直接に支払っている価額に加え、ロイヤリティについても課税価額に含むべきであると規定しています。そのうえで、図表2の例外規定を設けています。ただし、その際には合理的な説明資料を備えておくことが望ましいと思われま

図表2 【ロイヤリティが輸入貨物課税価額に含まれない取引】

✓	ロイヤリティが当該貨物と関係がない場合
✓	ロイヤリティの支払いが当該貨物の中国国内での販売の条件*と <u>なっていない</u> 場合 ※上記「販売の条件」には、ロイヤリティを支払わなければ貨物を購入できない、もしくはロイヤリティを支払わなければ契約が決めた条件で取引することができないという場合を含む

また、同第13条は、図表3のような具体的にロイヤリティが輸入貨物課税価額に含まれる取引を定めています。

図表 3 【ロイヤリティが輸入貨物と関係があるとみなされる取引】

<p>1. ロイヤリティが特許権または専有技術使用権使用の支払に用いられ、かつ輸入貨物が以下の状況に属する場合；</p> <p>(1) 特許または専有技術を含む場合</p> <p>(2) 特許方法または専有技術を用いて生産する場合</p> <p>(3) 特許または専有技術を使用するために専門的に設計または製造する場合</p>
<p>2. ロイヤリティが商標権使用の支払に用いられ、かつ輸入貨物が以下の状況に属する場合；</p> <p>(1) 商標が付いている場合</p> <p>(2) 輸入後商標を付け加えて直接販売することができる場合</p> <p>(3) 輸入時既に商標権を含み、軽度な加工を経た後に商標を付け加えて販売することができる場合</p>
<p>3. ロイヤリティが著作権使用の支払に用いられ、かつ輸入貨物が以下の状況に属する場合；</p> <p>(1) ソフト、文字、楽曲、図、画像またはその他類似内容を含む輸入貨物 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクまたはその他類似記録媒体の形式を含む</p> <p>(2) その他著作権を持つ内容の輸入貨物</p>
<p>4. ロイヤリティが流通権、販売権またはその他類似権利使用の支払に用いられ、かつ輸入貨物が以下の状況に属する場合；</p> <p>(1) 輸入後直接販売することができる場合</p> <p>(2) 軽度な加工を経て販売することができる場合</p>

上記事例は、図表 3 の、1. ロイヤリティが特許権又は専有技術使用権使用の支払に用いられ、かつ輸入貨物が、(1) 特許又は専有技術を含む場合に属するものと考えられます。

3. ロイヤリティ申告制度の整備

2019年5月1日より施行された「ロイヤリティ申告納税手続関連問題に関する公告」(税関総署公告2019年第58号)により、ロイヤリティの申告手続が明確となり、通関申告書に次の項目を含めることとされました。これらの項目が輸入貨物課税価額の査定において重視されたことが、本公告が施行された理由だと思われまます。

(1) 特殊関係の有無

売買双方が「特殊関係」にあるかどうか。一方が他方の5%以上の株式を保有している場合だけでなく、独占代理権を持っているなどの場合も特殊関係にあるとみなされます。

(2) 価格影響の有無

売買双方が特殊関係にある場合でも、国内の特殊関係の無い買い手にほぼ同時に販売した類似貨物の価格に近いことを証明できるなどの場合、特殊関係が価格に影響を与えていないとみなすことができます。

(3) ロイヤリティと輸入貨物との関係の有無 (図表 3 のとおり)

(4) 輸入申告時にロイヤリティが支払い済みかどうか

支払済みかどうかにより、通関申告書の記載方法が異なります。また、ロイヤリティの支払日から30日以内に申告が必要です。

お見逃しなく！

次のような点を考慮しこれらの制度に対応することが必要と思われまます。

- ✓ ロイヤリティが輸入貨物課税価額に含まれるかどうかについて検討すること
- ✓ ロイヤリティが課税価額に含まれないとする場合、ロイヤリティ契約などを含め、合理的に説明できるよう準備をしておくこと
- ✓ 必要に応じ、税関と情報交換を行うことにより、適正に申告すること
- ✓ 移転価格税制の適用についても注意すること